

Title	ミル「危害原理」の射程：個人の自律の可能性としての自発性
Author(s)	樫本, 直樹
Citation	メタフシカ. 2006, 37, p. 81-94
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/10666
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ミル「危害原理」の射程

— 個人の自律の可能性としての自発性 —

榎本直樹

われわれは倫理的な諸問題を扱う議論において、頻繁にミルの「危害原理」を目にする。例えば、医療問題などにおいて自己決定を支持する論拠として、そして古典的自由主義の最もシンプルな定義として。前者においては、治療行為は患者自身に対する事柄であり、それゆえ治療の決定に際して、患者本人が自身にとって不利な決定を下したとしても、本人がよく考えた上で、さらに他人に危害を及ぼさないならば、患者自身の決定が優先される、といわれる。また後者においては、他人に危害を加えない限り何をしても個人の自由である、といわれる。こうした主張の前提にあるのが個人の「自律」という考え方である。今日、自律は「自己決定」の言い換えとして使用され、そこには「行為の自由」「選択の自由」「合理的意思決定能力」といった事柄が含まれている¹。それゆえ、ミルは自律した個人を、そしてそうした個人が行う決定を保護する必要から危害原理を提出し、不干渉としての自由の重要性を強調したのだ、と理解される。確かにこうした解釈は間違っていないと思われる。また、ミル解釈においても「自律」という語を使用した議論は多い（例えば、スーザン・メンダス、ジョン・グレイ等）。

しかし、以前から私は若干の引っかかりを感じている。というのも、われわれは倫理的問題として何らかの決定を問題とする際、その導入として、ある意味便利に「危害原理」を使用するのだが、「自律」を中心にそれを語ってしまうこと（自律という語を使用することではない）によって、ミルの主張にとって重要な何かが削ぎ落とされてしまっているのではないか、と感じるからである。

よって本稿では、ミルが『自由論』で提示した「危害原理」と、ミルがそれによって擁護しようとした自由概念²について考察する。その考察は、「ミルの自由にはいかなる意味の自由が含意されているのか」、また「危害原理は誰を保護するのか」という二つの問いとともに行われる。

¹ 榎 則章「自律をめぐる諸問題」67頁 加茂直樹編『社会哲学を学ぶ人のために』所収

² 「自由」には liberty と freedom の2種類があるが、以下の考察ではそれぞれ交換可能なものとして扱う。ミル自身もそのように使用しているように思われる。例えば、『自由論』冒頭。

考察を通して、ミルが「危害原理」によって何を守ろうとしたのかを明らかにし、「危害原理」を提示した目的についても若干触れる。

1 危害原理と個性の問題

われわれは一定の社会の中で、その社会やその中で暮らすさまざまな他者との関係において生活をしている。ミルは『自由論』において、人々が社会生活を営むにあたって、まずもって個人の自由、すなわち市民的／社会的自由（以下では「社会的自由」のみ記述）が認められなければならないと主張した。ただそれは無条件に認められるというわけではなく、一定の制約が伴っている。その点についてミルは次のように述べている。

この論文の目的は、用いられる手段が、法的刑罰という形での物理的力であれ、世論という道徳的強制であれ、強制と統制という形での個人に対する社会の取り扱いを絶対的に支配する資格のある、一つの非常に単純な原理を主張することである。その原理とは、人類が、個人的にまたは集団的に、だれかの行動の自由に正当に干渉しうる唯一の目的は、自己防衛だということである。すなわち、文明社会の成員に対し、彼の意志に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人にたいする危害の防止である。彼自身の幸福は、物質的なものであれ道徳的なものであれ、十分な正当化となるものではない。そうするほうが彼のためによいだろうとか、彼をもっとしあわせにするだろうとか、他の人々の意見によれば、そうすることが賢明であり正しくさえあるからといって彼になんらかの行動や抑制を強制することは、正当ではありえない。（中略）人間の行為の中で、社会に従わなければならない amenable 部分は、他人に関係する部分だけである。自分自身にだけ関係する行為においては、彼の独立は、当然、絶対的である。彼自身に対しては、彼自身の身体と精神に対しては、個人は主権者である is sovereign (OL:223-224)

この危害原理によってミルは、生活および行為を、個人にのみかかわる領域（個人的領域）と他人のかかわる領域（社会的領域）にわけ、「他人に対する危害の防止」という制約が、一方で社会が個人の領域に介入する正当化根拠となり、他方で個人的領域においては、個人の自由が絶対的に、そして無条件に保護される必要性があることを主張するのである³。

ではなぜ個人の自由は保護されなければならないのだろうか。ミルによれば、それは自由が人間の幸福にとって不可欠の要素であるからである⁴。このミルの自由擁護論を理解するためには、

³ このように「危害原理」には、社会の側の権力行使の正当化基準という側面と個人の自由を保護するための基準という側面がある。関口正司は著書『自由と陶冶—J.S. ミルとマスデモクラシー』（みすず書房 1989）の中で『自由論』に対する誤解として「あくまでも、個人的領域における自由の擁護という一つの目的に自覚的に焦点を絞った書物である」（355）と強調している。なお、筆者もそのように解釈している。またミルを自由の価値を追求し続けた思想家として捉える関口氏の解釈は非常にすぐれており、いくつかの箇所を参照していることをここでことわっておく。

⁴ ミルにとって「危害原理」の正当化根拠は功利主義にある。ミルは「危害原理」の説明の少し後で次のように言

当時の民衆や世論の状態に対するミルの悲観的で否定的な評価をおさえる必要がある。ミルの目に映った当時のイギリス社会は、政治的には民主主義の進展、経済的には商業文明の発展に伴う、順応主義の高まりと受動的な性格の蔓延、さらには私的な利害追求にのみ没頭する人々の姿であった。そしてミルはそうした人々による世論の専制、つまり社会が個人に対して自らの考えや習慣を不当におしつけようとする傾向によって、個人が大衆のなかに埋もれてしまい無意義になっていくこと、さらには人間の本性が弱められ消滅させられてしまうのではないかと、いうことを絶えず危惧したのである。ミルが社会的自由を「われわれ自身の幸福をわれわれ自身の仕方でも追求する自由」(OL:226)と言い換えていることからわかるように、そしてミルが好んで用いる「進歩」という語にも裏付けされるように、ミルには人々が人間的な成長を遂げるということが念頭にあるように思われる。つまり、個人の幸福にとって、そして結果的に社会全体の幸福にとって(功利主義的にも)、人々が「人間的に成長すること」が重要なのである。しかしながら、先にあげた専制状況にあっては、思考、感情、活力が萎縮してしまい、個人がよりよい生き方を思い描くことさえ不可能になってしまうかもしれないのである。そうした状況は人間の知的・道徳的狀態として決して望ましいものではなく、その再生のためにもまず社会のなかに個人が自由にふるまえる領域、つまり社会的自由を擁護する必要があったのである。

ミルは「人間的に成長すること」という問題を、『自由論』第3章「幸福の一要素としての個性について」において、「個性」ないし「陶冶」の問題として扱っている。ミルの社会的自由を理解するためには、社会的領域とは区別される個人的領域をもつ個人がどのような存在であるのかという点も考慮されなければならない。それは、個人が単に自由を受け取る(自由の確保)だけでなく、その自由のなかで何をすることが重要となる、と言い換えてもよいかもしれない。ミルは次のように言っている。

人類が不完全であるかぎりには、さまざまな意見があることが有益であるのと同じく、次のことが有益である。すなわち、さまざまな生活の実験 experiments of living があること、他人への危害がないかぎり自由な活動の場が多様な性格に対して与えられること、また、さまざまな生活様式をもし試してみるのが適当と思う人があれば実際にやってみてその価値を明らかにすること、が有益である。要するに、第一義的に他人に関係しない事柄においては、個性が自己を主張することが望ましい。その人自身の性格ではなくて他の人々の伝統や慣習が行為の規則となっているところでは、人間の幸福の主要な構成要素の一つであり、かつ個人的社会的進歩のまさに第一の構成要素をなすものが、欠けていることになるのである(OL:260-261)

っている。「功利とは無関係なものとしての抽象的な正義の観念から、私の議論のために引き出しうる利点を私は利用しない、とここで断っておくのが適当である。私は、功利はすべての倫理的問題の究極的な判定基準であると考えている。しかしそれは、進歩する存在としての人間の恒久的な利害に基礎をおく、もっとも広い意味での功利でなければならない」(OL:224)つまり、強制が認められないのは「正義に反するから」のではなく、幸福の観点から認められないということ。

ここでもミルは当時の一般の人々の目的に対する無関心に対して否定的な言葉を投げかけている。つまり、現状の生き方に満足している人々は、「個性の自由な発展が幸福のもっとも本質的な要素の一つ」であり、「個人の自発性 *spontaneity* がなんらかの本質的な価値をもち、それ自体尊重に値する」ということが理解できない (OL:261) と言うのである。

では、ミルは個性や個性の発展ということでは何を考えているのだろうか。まず、重要であると思われるのは、「性格をもつ人」についての次の言及である。

欲求と衝動とが自分自身のものである人、自分自身の陶冶 *culture* によって発展させられ、修正されたものとしての本性のあらわれが、彼自身の欲求と衝動とになっている人は、性格をもつといわれる (OL:264)

つまり、単に欲求や衝動に受動的にしたがう存在としてではなく、性格をもつ存在へと自己陶冶することが求められている。そしてその性格に基づき自発的に選択することを通して、個性は発展していくのである。

すべての人間存在が、ある一つの、ないしある少数の型に合わせて形成されなければならないという理由はないのである。人がある程度の常識と経験をもっているならば、彼自身のやり方で自己の生活を展開していくのが最善である。彼のやり方それ自体が最善だからではない、それが彼自身のやり方だからである (OL:270)

こうしたことを可能にするためにも干渉の領域、つまり個人の自由が擁護されなければならない。世論の専制の影響を受け、その人の性格ではなく他の人々の伝統や慣習が行為の規則になっている人々は、ミルによれば、模倣能力しか使用せず、人間の本性によっても望ましくない。仮に習慣に従うとしても、理性的にしたがう (選択する) ことが望まれるのである。

人間の本性は、雛形にならって組み立てられ、自己に定められた仕事だけを正確にするように作られている機械ではない。それは一本の樹木であり、それ自身を生命あるものとしている内面の趨勢にしたがって、あらゆる側面にわたってみずから成長し発展することを求めているものなのである (OL:263)

このように、ミルの個性および個性の発展についての理論の前提にあるのは、自らの幸福もしくはよりよい生き方について絶えず模索し選択をする、自己陶冶する個人である。そしてまた、それぞれが互いに異なっていること、つまりは個人の多様性に対する信念であるといえる。

さて、これまでの議論をふまえるならば、「危害原理」はどのように理解されるだろうか。つまり、最初にあげた問いを思い出すならば、危害原理が擁護する社会的自由には「いかなる意味の自由

が含意されているのか」ということである。われわれがいま見てきたように個性の理論に依拠するならば、その自由が依拠するのは選択を可能にするという意味での「選択の自由」である、つまり選択の自由という観点から不干渉としての自由を擁護しているのだ、と結論できそうである。危害原理の目的として自己決定としての「自律」を置く議論もおそらくこの個性の理論を根拠にしているのである。しかしながら、後で詳しく論じることになるが、これは危害原理の理解として不十分である。なぜなら、個人がそもそも選択しうる存在であるという確信をミルが何から得たのかということが明らかでないからである。この問題を考えるにあたっては次にあげる『自由論』の冒頭の言及が参考になる。

この論文の主題は、哲学的必然論というまちがった名前と呼ばれているものと、非常に不幸にも対立させられているいわゆる意志の自由ではなくて、市民的ないし社会的自由 Civil, or Social Liberty である (OL:217)

つまり、ここであげられる二つの自由が互いに関連をもたない、通約不可能であるとミルはどこでも言っていない⁵。次の章ではミルの「意志の自由」について考えたい。

2 意志の自由

ミルは幼少からベンサムと父ジェームズ・ミルによる英才教育を受けて育った。しかし、1826年にいわゆる「精神の危機」に陥る。「精神の危機」とは、簡単に言ってしまうと、それまでの自分（自分の性格）が、結局は他人の快苦操作によって築かれていたことの気づき、それゆえ自分が受動的存在者にすぎないという認識による、人生の意味の喪失の経験といえるだろう。ミルはこの経験を乗り越えることによって、ベンサム型の功利主義を修正し思想家として独立したわけだが、たびたびその感情の浮き沈みがぶり返したことを『自伝』において告白している。

いわゆる哲学的必然性の理論が、悪夢のように私にのしかかってきた。私は自分が先行の諸環境の望みのない奴隷であることが科学的に証明されているかのように、すなわち自分と他のすべての人々の性格はわれわれの支配のかなたにあって全くわれわれの力ではどうすることもできない力によって形成されているかのように感じていた (AB:175)

こうした不安の背景にある人間形成における環境決定論、オーウェン主義に対する批判は、『論理学体系』第6巻第2章「自由と必然」(SL:836-848)の章で展開されている。ここで議論される「意志の自由 the freedom of the will」の問題は、先に取り上げた「自由」の問題においても重要な意味を持つてくると思われる。

⁵ 同様の指摘として G. W. スミス。G. W. Smith, 'SOCIAL LIBERTY AND FREE AGENCY-Some ambiguities in Mill's conception of freedom' p.245. ed. by John Gray and G. W. Smith, *J. S. MILL - ON LIBERTY in focus*, ROUTLEDGE, 1991 泉谷周三郎・大久保正健訳『ミル「自由論」再読』(木鐸社 2000)

もし環境決定論が主張するように、人間の意志が先行する環境要因や因果法則によって説明がつかないならば、人間の意志を認める余地がなくなってしまうように思える。しかしながら、そうした考えに異を唱えるミル自身も人間の行為が因果的に説明できると考えている。つまり、人間の行為が必然的であるということを認める必然論とこれを認めない自由意志説とを比較し、自らの立場が必然論にあるという。ただ、一般的に人間の行為を必然的と認めることは「人間の自尊心を傷つけ、その道徳的本性を墮落させる」(SL:836)として非難がなされる。しかしミルによれば、この必然論は、その表現およびその理解のされ方において、一般的に誤解されているという。また、その誤解は、必然論に対する反対者だけでなく、必然論を支持している大部分の人々によってもなされているというのである。ミルはこの誤解された必然論を「宿命論」と呼び、自らの立場としての「真の必然論」(以下「必然論」と表記)と明確に区別する。では、その誤解とは何であろうか。

「必然論」とは、人間の行為における因果法則の必然性を認めること、つまり「われわれの行為がわれわれの性格から生じ、そしてわれわれの性格は、われわれの組織、教育、環境から生じると考える」(SL:840) ことによって、人間の行為が因果的に予測できるとする考え方である。ここで意味される「必然性 Necessity」とは、ミルによれば、因果関係における単なる「継起の斉一性 uniformity of sequence」であって、決して「抵抗不可能性 irresistibility」を意味するのではない (SL:839)。つまり、因果法則は不可避なものではなく、ある原因を阻止するものが何もないならば、またそれに対抗する原因がない限りにおいて、ある特定の結果が生ずるということにすぎない。それにもかかわらず、誤解された必然論、すなわち「宿命論」は、原因による結果の支配、つまり環境による決定を過度に強調することにおいて誤りなのである。そして、その「宿命論」の典型が、オーウェン主義の環境決定論である。その考え方は、すべての人間の欲求や行為は性格によって、また性格はそれに先行する諸環境によって決定されるので、人間は為すことに対して、現にあることに関しても責任を持つことはできず、また主体的にかかわることもできない、と主張する。さらにオーウェン主義者は「その人の性格はその人によって *by him* ではなく、彼のために *for him* 形成される」(SL:840) と主張する。つまりその人の性格はその人自身が自ら作り上げるのではなく、環境(社会)が彼のためを思って作り上げるというのである。もしそうであるならば、ミルの性格形成への期待、そして人間のそれへの主体的なかわりは無意味なものになってしまう。しかしミルは上記のような考えは間違いであるときっぱりと言い切る。確かに環境が性格をつくるということは認めざるをえないが、ミルにとって因果関係における必然性は、単に「継起の斉一性」を意味するものに過ぎなかった。それは、人為の関与を全く受けつけないというものではないのである。つまり人間は環境に対し介入し、影響を与えることができ、そうすることで性格を修正することができるというのである。

彼の性格は、彼の環境(彼特有の身体組織を含めて)によって形成される。しかし特定の形で性格を形成しようとする彼自身の欲求も、それらの環境のひとつであり、その影響は決して最小のものではない。確かにわれわれは直接的に意志するだけで、今ある自分と異なる

る自分となるわけではない。しかし、われわれの性格を形成したと考えられる人々も、われわれが今あるようにあるべきだということを直接に意志してわれわれを今のわれわれにしたわけではない。・・・彼らがわれわれをいまあるように作り上げたのは、目的ではなく必要な手段を意志することによってであった。そして、われわれの習慣があまり強固でない場合には、われわれも同様に、必要な手段を意志することによって、自分自身を違ったものにする事ができる。もし彼らがわれわれを一定の環境の影響のもとに置くことができるのなら、われわれは、同じ方法で、自分自身を他の環境の影響のもとに置くことができる。他者がわれわれのために性格を形成することができたのと同じように、われわれも、もし意志するならば *if we will*、自分自身の性格を形成することができるのである (SL:840)

しかしながら、この意志もまた、外的な原因が必要なのではないかということが問題となる。ミルはこのことを認めた上で、この性格形成の意志が「われわれの経験、すなわちわれわれがすでにもっていた性格の苦痛を伴う結果を経験すること、または偶然に呼び起こされた感嘆、または熱望の強い感情」(SL:841) から生じると答える。つまり内的経験から生じる願望が人間にとって性格を変える力となるというのである。しかし、「宿命論」はこの内的経験を見落とすだけでなく、そういう力を持たない、さらには持つだけ無駄だという感情を与えることで、そうした願望の形成を邪魔することにおいて誤っているというのである。

そして実際、綿密に考察するならば、もし願望するならば *if we wish*、われわれは自分自身の性格を修正できる、というこの感情そのものが、われわれが意識する道徳的自由の感情である、ということがわかる。習慣や誘惑が自分の主人ではなくて彼がそれらの主人であると感じている人、つまり、たとえそれらに屈していたとしても、彼は抵抗できたということを知っている人、もし彼がそれらを完全に捨てることを望むならば、その目的のために、自分が感じる事ができるとわかっている欲求以上に強力な欲求は必要でないことを知っている人、は道徳的に自由であると感じる (SL:841)

ミルはわれわれが自らの性格を望ましいものに変えたいという願望を持ち、それが可能であると確信できるとき、意志の自発性としての道徳的自由の感情を持つことができると結論づける。われわれは単に自然的な欲求や衝動に対して受動的に従うのではなく、自らの意志に基づいて自発的に行為するそういう主体として立ちうるのである。つまり、われわれが前章で見たように、自らの性格から行為する存在へと自己陶冶し、そしてさらに自発的な選択によって個性を發展させることができるということの基礎を得たことになるのである。その基礎にあるのが、ミルが宿命論に対する反駁を通して守ろうとした「意志の自由」である。確かにミルは「選択の自由」を重視するが、その選択の可能性は人間が「意志の自由」をもつということに支えられている。つまり、われわれが「危害原理」を問題とし、それによって保護される社会的自由を問題とする際には、それらが「意志の自由」を含意しているということを見野におさめる必要があるように思わ

れるのである。

3 ミルと自律、そしてその問題

われわれはここまで「危害原理」を「自律」を中心に語ることに對する違和感から出発し、主にミルのテキストを中心に議論を進めてきた。そして前章においてミルが『自由論』において展開する「自由」が「意志の自由」を含蓄することを確認した。では、それを読み込むことによって、どういう違いがでてくるのだろうか。以下ではこの点を問題にする。この点は最初に示した「危害原理は誰を保護するのか」という問いにもかかわってくるように思われる。

さて、「寛容」という問題に強い関心もち続けているスーザン・メンダスは、その著書『寛容と自由主義の限界』第3章「ミルと多様性の擁護論」を中心にミルの自由擁護論に注目している。メンダスによれば、『自由論』におけるミルの議論は自由と多様性の擁護に向けられており、その擁護論が依拠している価値こそが「自律 autonomy」（自己決定）の概念であるという。彼女がその理由としてあげているのは、われわれも1章の個性の説明で取り上げた引用文中にある、彼自身のやり方で自己の生活を展開していくのが最善なのは「彼のやり方それ自身が最善だからではない、それが彼自身のやり方だから」という部分である。また、彼女は自律の概念の特徴として3つの特徴をあげている（TL:53）。

- 1 自律的主体が行為することができる立場にいること。つまり、拷問や処罰といった外的力によって強制されていないこと。
- 2 自律的主体が欲求や衝動に服従していないこと。つまり、理性的で自由な選択者であること。
- 3 自律的主体が自分で従う法則を自分で定めること。つまり、自律的主体は他人の強制的行為から独立しているだけでなく、他人の意志からも独立していること。

この三つの特徴は別の箇所でも言及されており、そこではそれぞれ自由、理性 rationality、自己規定と言い換えられてもいる（TL:89）。ここでは3の条件については一旦留保する（後で考察する）が、不干渉の自由や個性についての主張を考え合わせるならば、ミルの議論に自律的主体の特徴がほぼ当てはまると言えるだろう。つまりメンダスが言うように、人を強制することは「暗黙のうちに自律的主体ないし理性的で自由な選択者としてのその人の地位を否定すること」（TL:54）につながり、それは逆に言うと、世論の専制などの影響によって「精神がくびきに屈している人」「他との一致を優先する人」など（OL:265）は非自律的であるということになるのである。それゆえ、ミルの自由と多様性の擁護論は個人の自律に向けられたのである。しかし、メンダスはさらに続けて重要な指摘をする。それは「ミルが好意を示しているのはたんに自律（自己決定）ではなく、ミルは「個人の向上、社会の進歩、『文明』の発達の源泉としての自律に好意を示している」という（TL:59）のである。そしてこのミルがもつ「道徳の進歩の可能性への信念」そしてそれを支える人間本性についての楽観的な見解ゆえに、ミルの自由擁護論はその価値を下げたしまったというのである。どういうことであろうか。

確かにミルは至るところで「進歩」や「向上」という語を多用し、『功利主義論』においては、高級な快楽と低級な快楽の区別、高貴な感情への言及なども見られる (UT:212-213)。そしてメンダスによれば、こうした考え方の背景にあるのが「有機体論的な人間本性観 an organic view of human nature」(TL:50) であるという。われわれが1章で見たように、ミルは人間本性を樹木にたとえ、そして別の箇所 (UT:213) では草木にたとえている。つまり、ミルは適切な養分が与えられるならば成長し開花する樹木のように人間本性も開花するという樹木と個人のアナロジーをモチーフに、自由を「人間の向上を生む唯一の確実で永続的な源泉」(OL:272) と位置づけたのである。ここでメンダスが問題にしていることは二つある。一つ目はミルが自由と道徳の進歩とが一致すると考えていること、つまり自律的選択と道徳的に優れた選択とを結びつけている点である。二つ目はミルが、自律が個人の内的な本性から自然に発展してくるものだと考えた点である。ではこれらの何が問題なのであろうか。一つ目に関しては、先にあげたミルの楽観的な人間観ゆえに、ミルが、人間が必ずしも (道徳的に) 優れた選択をするわけではないということ、つまり、どちらかと言えば (道徳的に) 劣った選択を自律的に行うかもしれないという可能性を認めていないということにある。そのことは結局のところ、ミルが擁護しようとする多様性を認めないことになるのではないかと、という (TL:64-65) ののである。ミルは『自由論』で「危害原理」を説明した後に条件をつけ、未成熟な人をその適用から外している。つまり、もしも人が劣った選択をするならば、非自律的とみなされ「危害原理」の保護から外れるのではないかとこの点である。二つ目に関しては、自律の形成や発展において、ミルには社会的な観点が欠如しているということである。メンダスによれば、ミルが考えたように個人の自律は単に社会の干渉と対比されるだけでなく、社会の干渉に依存している面もある。つまり、自律の概念を理解するためには「人々がいかに非依存的 independent であるかということだけでなく、人々がいかに相互依存的 interdependent であるかということも理解する必要がある」(TL:67) というのである。

では本当にそうなのであろうか。メンダスの指摘する二つの問題をミルは見落としているのであろうか。しかし、逆に彼女の指摘の方が一つの重要な点を見逃しているように思われる。それは「危害原理」があくまでも「個人の領域における自由」を重視している (社会的領域を無視しているわけではない) という点である。このことを考えるにあたって、われわれはミルが『論理学体系』のなかで示した「生活の技術 Art of Life」、つまり行為や行為のあり方を評価する枠組みとして三つの二次的な価値原理を採用するという考え方を考慮する必要がある。ミルによれば「生活の技術」は、「道徳性 Morality」「慎慮 (政策) Prudence (Policy)」「審美 Aesthetics」の三部門に分けられ、それぞれ「正しさ Right」「便宜 Expedient」「美または高貴さ Beautiful or Noble」を示すとされる (SL:949)。つまり、行為や行為のあり方は、ベンサムが示したように、等質的な快苦に還元した上で量的に評価されるのではなく、その行為が正か不正かという基準、その行為が行為者自身の幸福の増大に役立つかどうかという基準、行為者自身の性格が高貴かどうかという基準によって評価されるというのである。そして、「干渉」や「処罰」、つまり他人とのかかわりが問題となるのはそれらのうち「道徳性」の部門に限られる。つまり、「ある誰かを助ける」ないし「何らかの行為を差し控える」という行為は、その行為がどのような動機からなされようと

その行為が「善」であるという評価は変わらないが、その行為者の性格が高貴であるかどうか、あるいはその行為が行為者自身の幸福にとって役に立つかどうかということの評価する(される)余地はあると言うのである。いまわれわれが問題としている「危害原理」は、他人に対する危害を基準として社会的領域と個人的領域を区別するのであるから、個人にのみかかわる領域における行為評価の基準は「便宜」ないし「美または高貴さ」である。つまり、定義上「正しさ」は問題とならないと思われる。それゆえ、ある個人が個人的領域において、いわゆる道徳的に劣った選択を自律的にしうることがあるということになる⁶。次に、メンダスが言うように個人は全く非依存的な存在なのであろうか。この点に関してもそうではないだろう。先に示したように「便宜」や「美しい高貴さ」という点から他人が個人を評価する余地があり、説得や忠告、そして彼とのつきあいを避けるなどさまざまな行為を取りうるのである。個人的領域において、ミルは決して社会から切れた、孤立した存在を考えているのではないのである。

では、なぜメンダスのような誤解が生まれるのであろうか。その原因はミルの自由に「自律」を読み込むことにあるように思われる。最後にこの点について考えたい。

4 ミル「危害原理」の射程

では「危害原理は誰を保護するのか」。危害原理が適用されるためにはどのような条件が必要とされるのだろうか。メンダスの危惧を再度確認しておくと、彼女はミルの除外条項に注目し、ミルがしたように自律と道徳的進歩を結びつけるならば、道徳的に劣った選択(メンダスのあげた例ではプッシュピン遊びや性的満足を選ぶこと)をすることは自分の未成熟と自律の欠如を公言することになり、危害原理によって保護される資格がないと公言することになってしまう、というものであった。

ここでわれわれもミルの除外条項を確認しておこう。ミルは「危害原理」を説明したすぐ後で次のように言っている。

たぶん、いうまでもないことだが、この理論は、成熟した諸能力をもつ人間に対してだけ適用されるものである。われわれは子供たちや、法が定める男女の成人年齢以下の若い人々を問題にしているのではない。まだ他人の保護を必要とする状態にある者たちは、外からの危害と同様、彼ら自身の行為からも保護されなければならない。同じ理由から、われわれは、民族自身がまだ未成年期にあると考えられるおくれた状態にある社会は、考慮外においてよいだろう。・・・一つの原理体系としての自由は、人類が自由で平等な討論によって進歩し

⁶ この問題は非常に解釈の難しい問題である。『功利主義論』においてミルは高級な快楽を判定する「有資格者」について言及するが、「両等級の快楽を等しく感知できる能力をもちつづけた人が、承知の上で平然と低級な快楽を選んだことがこれまでであるかどうかは疑わしい」と主張する一方で、他方、有資格者たちの「判断が食い違ふときにはその過半数の判断が、最終的なものと認められねばならない」と言っている(UT:213)。それゆえ、ミルが望ましいと考える自律した個人が仮に存在した場合、個人の領域の中で、自律的に劣った選択をするのかについては判断が危うくなる。こうしたいわゆる「快楽の質」の問題については今回詳しく論じる準備がない。今後の課題としたい。

うようになる時代以前の社会状態に対しては、適用されない。・・・しかし、人類が、自分の確信や他人の説得に導かれて、彼ら自身の改善に歩みうようになるやいなや（これは、われわれがここで考慮する必要のあるすべての国民の場合には、ずっと以前に到達されている段階であるが）強制は、・・・彼ら自身の幸福への手段としては許容されなくなり、ただ他の人々の安全のためにのみ正当化されるのである（OL:224）

この引用中でわれわれにとって重要なのは「彼ら自身の改善に歩みうようになるやいなや」（傍点筆者）という箇所と、その直後の「われわれがここで考慮する必要のあるすべての国民の場合には、ずっと以前に到達されている段階である」（傍点筆者）という箇所である。つまり、この引用箇所を読むかぎり、ミルが「危害原理」の適用ということで念頭においているのは、専制傾向をもった大衆を含む当時のイギリス国民である。ここからさらにミルが、メンダスの言うように、「自律」という観点から区別を設けている形跡はない。われわれはこの点についてどう考えればいいのだろうか。

われわれは2章で「意志の自由」を取り上げたが、そこでわれわれが取り出したことは、人間が自らの意志に基づいて自発的に行為する、そういう主体として立ちうるというミルの信念であった。ミルがここで注目しているのは個人の「自発性」であるといえる。ではこの「自発性」といわゆる「自律」とはいかなる関係にあるのだろうか。われわれがここで注目する必要があるのは、前章で保留にした自律に関する3つめの条件、すなわち、自律的主体が自分で従う法則を自分で定めること、自律的主体は他人の強制的行為から独立しているだけでなく、他人の意志からも独立している、という条件である。ここで言われる法則とは、批判的な反省を通して、自らが承認するに至った法則ないし原理を示しており、何らかの普遍性をもつものと考えられる。しかしながら、ミルが意志の自由ないし社会的自由で求めていることは、「習慣や誘惑が自分の主人ではなくて彼がそれらの主人であること」、つまり個人が自己に対して主権をもつということである。ミルは個性について論じる際、「生活の実験」を重視している。その意味するところは、個人の領域においては、他人への危害がないことを条件に自分が価値があると思ったことを実際やってみることを、つまり自発的に行為に移してやることを重視しているということである。そこでの決定は結局失敗するかもしれない、さまざまな試行錯誤を繰り返すことを認めているのである。そして、そうしたプロセスを経て発展していく個人をミルは念頭においている。それゆえ、個人の領域においては、メンダスが危惧するように、道徳的に劣ったと思われる選択をすることの可能性をミルが排除していると考えする必要はないのである。もちろん、「個性の発展」「高級な快樂」「その快樂を判定する有資格者」といったことから考えるならば、ミルが目的として個人の「自律」を、そして「自律した個人」を望ましいと考えていることは否定できないであろう。しかし、われわれが今問題にしているのは「危害原理」の適用条件であり、「危害原理が誰を保護するのか」ということである。われわれは「自律している」、それゆえ保護されるのではない。そうではなく、自律を含めた発展の可能性としての「自発性」までが「危害原理」の射程として含めて考えられなければならないのである。つまり自律という点からみると、「自律した個人」ではなく「自

律しうる個人」をミルは問題としていたのである。

さて、以上の考察を通して、われわれはミルが「危害原理」を主張することによって擁護した「社会的自由」には「意志の自由」が含意されていること、また「危害原理」の適用条件は個人の「自律」ではなく「自発性」に向けられていることを確認した。しかしわれわれがここで注意しなければならないのは、ミルは「自発性」という語を用いる際、われわれが普通イメージするような「積極的な」「活発な」という事柄よりもかなり強い意味を付しているということである。「性格をもつ人」について言及した箇所において、ミルは「欲求と衝動が自分自身のものである人」という説明を「自分自身の陶冶によって発展させられ、修正されたものとしての本性のあらわれが、彼自身の欲求と衝動とになっている人」と言い換えている。すなわち「意志の自由」によってわれわれが確認した「自らの意志に基づいて自発的に行為する主体」、つまりその「自発性」は、欲求や衝動に従うだけの段階から一定の陶冶をしている段階にあるということがわかる。そして、ミルは個性の重要性を主張する際に会おう困難として、「自発性」がそれ自体尊重されないことを憂慮していることなどを考えると、ミルは「自発性」を「個性」とほぼ同義に考えていることがわかるのである。

もし、個性の権利が主張されなければならないときがあるとすれば、まさに今こそがその時である。今はなお、強制的同化を完成するための多くのものが欠けているのである (OL:275)

しかしながら、この章の最初で見たミルの除外項目にあるように、ここで考慮する必要のある人々が、彼ら自身の改善に歩みうる段階にあるということもミルは認めているのである。つまりここで「自発性」と「自律」の関係について考えると、そうした人々の「自発性」を問題にするということはその「発展の可能性」を問題としており、さらにここに「自律」という観点を組み込むならば、「自律」はその発展する過程において獲得されるようなものとしてミルが考えていたと言える。

ミルは社会の改善への希望を失っていたわけではなかったが、ミルの期待に反し、当時の人々は世論の専制の影響を受け、「自発性」や「個性」の重要性に気づかず、またそれらを發揮させることを可能にする自由の価値を低く見積もっていたのである⁷。しかしミルが考える社会の改善にとっては、彼ら自身がその重要性に気づき、それを認めることがどうしても必要であった。それゆえ、ミルは自由の価値を主張し、埋もれている「自発性」に光を与えることが必要であったのである。そしてそのためにはまず、「危害原理」によって個々人に自由の領域を与えることが必要であったのである。

⁷ 世論の専制による画一化を警告したミルに対して、当時の多くの論者は女性の自由、宗教の自由、教育の自由の増大を理由に反発を示したようである (TL:49)。また、この点についてより詳しい記述として、山下重一『評注ミル自伝』7章、注29参照。

〈注〉

ミルの著作からの引用はすべて *The Collected Works of John Stuart Mill*, 33vols, ed. by J. M. Robson, University of Toronto Press, 1963-1991 から行う。本文中での引用などは以下の文献名を示す略記号とページ数を示す。また訳出の際には以下に示す文献を参照したが、必要に応じて訳を変えた。

OL:*On Liberty*: CW18 早坂忠訳「自由論」関嘉彦責任編集『世界の名著 ベンサム／J. S. ミル』（中央公論新社 1979）

UT:*Utilitarianism*: CW10 伊原吉之助訳「功利主義論」同上

AB:*Autobiography*: CW1 山下一重訳注『評注 ミル自伝』（御茶の水書房 2003）

SL:*A System of Logic*: CW7-8 大関将一訳『論理学体系 6』（春秋社 1959）

スーザン・メンダスの著作に関しても同様に略記号を使用し、ページ数とあわせて本文中に示す。

TL: Susan Mendus, *Toleration and The Limits of Liberalism*, MACMILLAN, 1989 谷本光男他訳『寛容と自由主義の限界』（ナカニシヤ出版 1997）

（かしもとなおき 臨床哲学・博士後期課程）

The Range of Mill's Harm Principle

—Spontaneity as the possibility of individual autonomy—

Naoki KASHIMOTO

This article focuses on Mill's Harm Principle and considers the condition of its application and its end. In *On Liberty*, he, by introducing this principle, emphasizes that it is crucial to defend individual liberty. The end of the principle is generally thought to defend individual autonomy or self-determination. However, this interpretation confuses the end of the principle with the condition for applying the principle. I think, therefore, that the interpretation is not sufficient. Although Mill thinks that individual autonomy is desirable in and for itself, it is not the condition of the application of the Harm Principle. The condition Mill bears in mind is spontaneity.

To make this point clear, we examine his considerations of the freedom of the will in *A System of Logic* and the interpretation on the principle by Susan Mendus. Through arguing on the freedom of the will in *A System of Logic*, Mill confirmed that human beings is a subject who spontaneously acts on his own will. Spontaneity is here his main concern. Mendus, in *Toleration and the Limits of Liberalism*, describes that Mill tends to defend liberty and diversity in *On Liberty* and that the defense depends upon the value that he places on individual autonomy. She is, however, worried that, because he embraces the belief in the possibility of moral progress and the optimism about human nature supporting the belief, many people are categorized as the non-autonomous and are excluded from the sphere of the application of the Harm Principle.

We notice, however, that she misses an important point that Mill, by discussing the principle, persistently deals with liberty regarding individual sphere. Behavior in the sphere is, by definition, not concerned with the right or wrong of it. And, if we carefully read Mill's exclusion clause of the principle, we realize that the people who impose their own opinions and inclinations on others are included in the condition for applying the principle.

Through our considerations, we conclude that the condition of application of the Harm Principle is not individual autonomy but individual spontaneity.

〔キーワード〕

危害原理、社会的自由、意志の自由、自発性、自律